

もう一度「日本国憲法」を

第二章 戦争の放棄

[戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認]

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

情勢は緊迫しています。あなたも行動を！

・アフガン戦争での集団的自衛権をめぐる海外に事例：ドイツ」の場合

「平和貢献のはずが戦場だった」「後方支援独軍 55 人死亡」、米国 2,334 人の犠牲者

(朝日新聞 2014/6/15 付)

☆「人殺しを命じられる身を考えて」 朝日新聞 6/10 付「声」の要旨より

集団的自衛権の容認などにより、海外で「敵」とされた人を殺す任務を果たす兵士が必要になる。私は学徒出陣の時、人を殺す自信が持てなかった。しかし、命令されれば誰でも、いつでも人を殺さなくてはならないのが軍隊だ。戦争で人を殺した米兵が、心の問題で悩んでいる例は少なくない。安倍首相には、殺人を命じられる人の身になって、もう一度憲法9条の意味を考えて欲しい。<石田雄・東大名誉教授(91)>

★冷戦期に「集団自衛権の行使」として行なわれた武力行使の事例

1956年	ソ連のハンガリー介入
1958年	米英のレバノン・ヨルダン介入
1964年	英のイエメン介入
1966年	米のベトナム戦争
1968年	ソ連のチェコスロバキア侵攻
1980年	ソ連のアフガニスタン介入
1983年	米のグレナダ介入
1984年	米のニカラグア介入
1986年	仏のチャド介入

(世界 2014 年 7 月号より)

★武器輸出3原則の解禁

「2014年6月パリの武器見本市に
国内13社が参加、慎重に商機を狙う」

(朝日新聞 2014/6/17 付より)

日本を戦争する国にたくない

この頃「集団的自衛権」とか「安保法制懇」とか「武器輸出三原則」解禁とか「秘密保護法」とか難しそうな言葉がマスメディアに氾濫していますね。

日々の生活とあまり関係ない事柄と思われていますか？
それらが日本が戦争する国への一歩であり、若者たちを戦場にかり出す確実な1本道であることを私たちは声を大にして訴えたいと思います。



成城・祖師谷地域「九条の会」

★いま若い君が武装して他国の戦場にいきますか、

それもわが国を攻撃していない国へ？

それが**集団的自衛権**です。

★**解釈改憲**で『戦争する国づくり』を

国民の声を無視し、国会でまともに審議せず、

一部与党と**閣議決定**だけで、

今まで日本が憲法九条にもとづいて守ってきた

①自衛隊は、海外で武力行使をしてはならない。

②自衛隊は、戦闘地域に行ってはならない。

という二つの歯止めをはずすことによって。

★ 私たちは、「集団的自衛権」も、「解釈改憲」も反対です。

★ “若い人たちを戦争に行かすな”

の大きな声をあげましょう。

★いま、日本は「戦争をする国」に大転換しようとしています。

★**憲法を壊す『閣議決定』NO！**

●集団的自衛権とは

「密接な関係にある他国が攻撃された場合、反撃する権利のこと。日本の歴代内閣は、日本は集団的自衛権を持ってはいるが、行使は憲法上許されないと解釈してきた。」(6/20付朝日新聞)

集団的自衛権の行使は、具体的にはアメリカの戦争(アフガニスタンやイラクなど)のために日本の自衛隊員=若者が海外に出動して、他国民を殺し、自分も犠牲になるのを認めることとなります。

国民の生命などが「根底から覆されるという急迫、不正の事態」では自らを守る“個別的自衛権”の行使で対応が可能です。(1972年政府解釈)

●解釈改憲

日本国憲法第9条(次頁)で日本は戦後、戦争を放棄し戦争で一人の国民の命を落とすことがありませんでした。海外で自衛隊を派遣し戦争を行なうためには9条の改憲が必要ですが、改憲ルール(第96条)のハードルが高いため改憲手続きを踏まずに内閣の解釈で自衛隊を海外に派遣し、戦争ができるようにすることです。

2014年5月15日安保法制懇(安倍総理の私的諮問機関)報告の「あるべき憲法解釈」では集団的自衛権行使の全面解禁を認めるべきとしています。

●閣議決定

そのときの政府の閣議において、一部与党との密室協議で国会では審議せずに決めること。

日本国憲法や法律と異なって内閣が変われば、内容の変更もあり得ること。

